

令和3年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第120号】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標について	1
---------------------------------	---

《所管事項説明》

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に 係る意見」への回答について	4
2 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について	5
3 地域医療介護総合確保基金に係る令和3年度事業計画について	7
4 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」（中間案）について	10
5 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」の策定について	16
6 「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の策定について	18
7 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和2年度版）」について	20
8 三重県公衆浴場法施行条例の一部改正について	23
9 各種審議会等の審議状況の報告について	24

（別冊）

- 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標
- 2 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」（中間案）
- 3 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和2年度版）

令和3年10月22日
医療保健部

1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標について

1 中期目標の策定状況

平成 24 年に地方独立行政法人となった三重県立総合医療センター(以下、「法人」という。)の第三期中期目標については、前回の医療保健子ども福祉病院常任委員会においてその案を示した後、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会(以下、「評価委員会」という。)での検討をふまえ、別冊 1 のとおり取りまとめ、今会議に議案として提出するものです。

なお、議決を得た後、知事は第三期中期目標を法人に指示します。指示を受けた法人は、地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、中期目標を達成するための具体的な取組内容を記載した中期計画を策定し、知事の認可を受ける必要があります。

(今後の予定)

令和 3 年	11 月 1 日	議決後、中期目標を法人に指示
	12 日	第 4 回評価委員会(中期計画(案))
	12 月 15 日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会(中期計画(案))</u>
令和 4 年	1 月 7 日	第 5 回評価委員会(中期計画(案))
	2 月 17 日	<u>中期計画を議案として提出</u>
	3 月 11 日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会(議案審議)</u>
	3 月下旬	議決後、中期計画を知事が認可

2 第三期中期目標の概要

(1) 目標の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(5 年間)

(2) 目標策定の基本的な考え方

第三期中期目標の策定にあたっては、第二期中期目標期間中の評価委員会による「業務実績に関する評価結果」から明らかになった課題等をふまえるとともに、急速に変化している医療環境などを念頭に、第三期中期目標期間中に重点的に取り組むべき事項を反映するものとします。

(3) 目標策定の主な視点

① 感染症対策の推進 【別冊 1】P 3. 第 2. 1. (1). エ、P 4. 第 2. 2. (2)

新型コロナウイルス流行時の経験をふまえ、新たな感染症が発生した際、県内の中核的医療機関として率先した対応を行い、関係機関と連携・協力しながら、県民に対して安全かつ安心な医療の提供ができる体制を堅持する。

- ② 地域包括ケアシステムの取組 【別冊1】P1前文第3段落、P4.第2.3.(1)
「地域包括ケアシステムの構築」から「地域包括ケアシステムの推進・深化」という段階に発展を図る。

退院患者の在宅医療への移行にあたっては、地域の介護・福祉サービスとの連携による支援にも配慮し、医療・介護・福祉が切れ目なく提供できるよう努める。

- ③ 医療安全対策の徹底 【別冊1】P3.第2.1.(2)

ヒヤリ・ハット事例や医療事故に関する情報収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するなど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取り組む。

- ④ デジタル技術の活用 【別冊1】P6.第3.2

ICTなどのデジタル技術の積極的な導入を検討し、地域の病院との情報連携の強化や医療の質の向上などを図る。

- ⑤ 働き方改革への対応 【別冊1】P5.第2.4.(1)、P6.第3.4

働き方改革に応じて、時間外労働の短縮やタスクシフティングの推進、多様な勤務形態の導入などにより、勤務環境を向上し、職員満足度の向上を図る。

- ⑥ コンプライアンス遵守の徹底 【別冊1】P7.第5.3

コンプライアンス遵守のための院内教育や研修等を積極的に行い、関係学会の示すガイドラインや診療報酬制度を正しく理解することにより、医療倫理を堅持する。

- ⑦ 適切な施設管理 【別冊1】P1前文第4段落、P7.第4

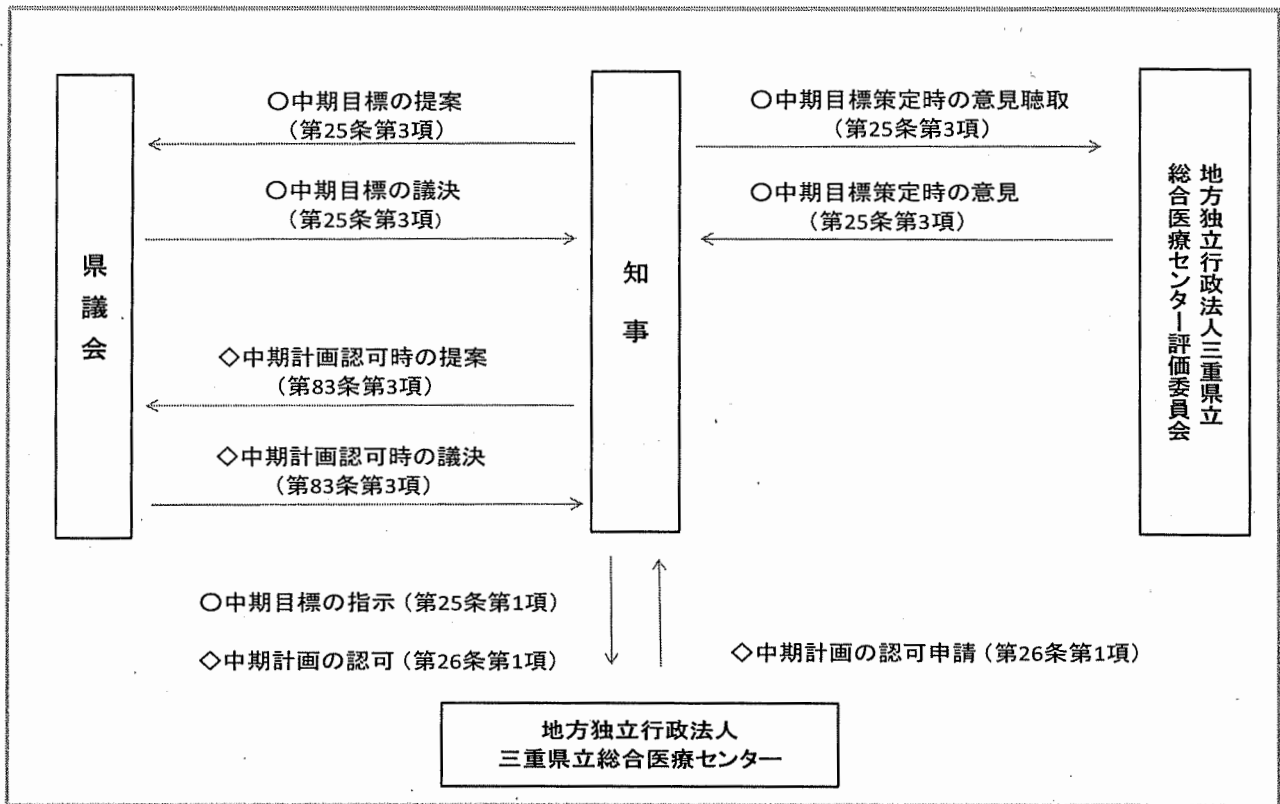
開院から25年以上経過していることから、施設の長寿命化に向けた取組の推進や大規模災害への備えの観点から、適切な施設管理を行う。

- ⑧ その他 【別冊1】P6.第3.7、P7.第4

- ・診療報酬制度への適正な対応、未収金対策の徹底などによる費用の削減
- ・経常収支の均衡

3 パブリックコメントについて

令和3年6月28日から令和3年7月27日までパブリックコメントを募集しましたが、意見はありませんでした。



【参考】

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 （略）

2 （略）

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【所管事項説明】

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	地域医療提供体制の確保	医療保健部	医師数は着実に増加しているものの、依然として地域偏在や診療科偏在の課題が残っているため、引き続き医師の確保等に取り組まれない。また、今般の新型コロナウイルスへの対応や、一部の保健所で所長が兼務となっている現状を踏まえ、公衆衛生医師の確保に一層取り組まれない。	まずは医師の総数の確保に取り組むとともに、地域医療支援センターにおける取組を進めることにより地域偏在の解消を図ります。 また、新たな公衆衛生医師の確保について、来年度に向け注力して取り組んでいきます。
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	医療保健部	若年性認知症について、事例が少ない分、知見や情報も少なく、市町においては対応に苦慮する状況も見られることから、県としても引き続き市町の支援に取り組まれない。	若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援等の取組を共有するための意見交換会を開催するなど、市町における若年性認知症に係る取組を引き続き支援していきます。

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 医療提供体制等の整備

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・第5波での急激な感染拡大をふまえ、8月30日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき県内全病院に病床確保等の要請を行った結果、9月13日までに重症者用病床7床を含む46床を増床し、513床の病床を確保しました。その後、9月下旬には感染状況が落ち着いてきたことをふまえ、各医療機関と調整のうえ、10月以降は従来（466床）に戻しています。今後は、平時から入院調整の一元化を図るなど、感染拡大に備え、確保した病床の効率的な活用に向けて取り組めます。

(2) 宿泊療養施設・臨時応急処置施設等の確保

- ・第5波で自宅療養者が急増したことをふまえ、鈴鹿市内に新たな宿泊療養施設を1施設（116室）確保し、これまで確保・運用している施設と合わせると375室となりました。今後、さらなる宿泊療養施設の確保に取り組めます。
- ・酸素投与や点滴等の必要な処置を行う臨時応急処置施設を津市内に1施設確保し、必要な資機材の整備を進めています。今後、感染拡大期における運用開始に向け、医療従事者の確保を進めるとともに、運用訓練等を実施します。
- ・中和抗体療法については、四日市市内の宿泊療養施設において体制を整備し、入所者を対象として実施しています。また、現時点では、県内26の受入医療機関において、入院患者への投与が可能となっているとともに、うち14の医療機関においては、外来患者への投与も可能な体制となっています。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・急増する自宅療養者へのフォローアップ体制を万全なものとするため、医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体と連携した「自宅療養フォローアップセンター」を感染者数が多い地域の保健所に設置し、郡市医師会などの協力による往診など、療養者に寄り添ったきめ細かなフォローアップを実施しています。
- ・感染が確認された妊婦に対しては、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的な支援を行う体制を整備しました。引き続き、関係団体と連携し、フォローアップ体制の充実に取り組めます。
- ・自宅療養者全員に貸与するパルスオキシメーターを約1万5千個確保するとともに、生活物資の調達や配送体制の充実に取り組めます。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・ ワクチン接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、2回目接種の完了に向け、市町や関係団体等と連携し、若年層を含めた円滑なワクチン接種の推進に取り組んでいます。
- ・ 武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を、9月25日から県内2か所（ツッキードーム（津市）、四日市市総合体育館）に開設し、海外や他の都道府県で1回目接種後に移動が必要となった方など2回目を未接種の方や妊婦及び同居家族等の方、12歳以上で接種を希望される方への接種を行っています。さらに、若年層の接種を推進するため、四日市市総合体育館集団接種会場において、接種日を追加しました。
- ・ 若い世代の方々にワクチン接種について改めて考えてもらうきっかけになるよう、啓発動画を作成し、ツイッターやフェイスブックなどさまざまな媒体を活用して呼びかけを行っています。
- ・ 国が3回目の接種についての方針を示したことから、的確に対応できるよう情報収集に努めるとともに、市町や関係団体などと連携し、接種体制の確保に取り組めます。

3 検査体制の整備

- ・ 人的支援の拡充や民間検査機関の活用等により、検査に至るまでの調整業務等に係る保健所の負担を軽減し、濃厚接触者等への検査を確実に実施していきます。
- ・ 集団感染等のリスクが高い施設におけるクラスターの発生を未然に防止するための社会的検査については、9月から11月末までの間、県内全域の障害福祉施設（入所施設・通所系事業所）の従事者を対象に実施しています。
- ・ 県民の不安解消、感染者の早期発見、感染拡大防止を図るとともに、検査結果等を調査・分析し、今後の感染症対策に生かすことを目的に、県内に居住または就業・就学されている無症状の方を対象として実施する無料PCR検査事業については、10月11日から受付を開始しています。
- ・ 重症化リスクのある方が多数いる集団（医療機関・高齢者施設・障害福祉施設・保育所等）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配付する取組について、配付先の集約等を行っています。また、県独自の取組として、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。

3 地域医療介護総合確保基金に係る令和3年度事業計画について

1 事業計画について

医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用した財政支援制度が創設されたことを受けて、県に地域医療介護総合確保基金（国2/3、県1/3）を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて事業計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっているため、昨年度からの継続事業に加え、関係団体、市町等から提案のあった事業を精査し、令和3年度事業計画を取りまとめました。

また、事業計画の作成と実施事業の評価にあたっては、市町や、医療または介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、10月11日に医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催し、令和3年度事業計画に対する意見聴取を行いました。

2 地域医療介護総合確保基金事業の概要

(1) 対象事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2（新）地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(2) 新規事業（①-2）の概要

地域医療構想の達成に向け、これまで病床の機能分化・連携に関して、病床機能報告制度を補完する定量的基準を導入し、客観的な基準により各医療機能の充足度の客観的評価や医療機関の自主的な機能転換による医療機能の分化連携を進めてきたところですが、病床総数については依然として過剰な区域が多く、また、一定の機能転換が進んだことにより、不足する機能の転換先がない地域も見受けられるところです。そのため、現在の地域の医療需要に十分に配慮しつつ、病床数の減少を伴う病床機能再編をした医療機関に対する支援を進めていきます。

3 令和3年度実施事業の概要

○事業数：151本 事業費：27.4億円（うち、医療分15.9億円、介護分11.5億円）

○主な事業

① 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（1.8億円）

- ・ 病床機能分化推進基盤整備等事業
必要病床数に対し不足する医療機能への転換に必要な施設整備に対する補助を行うとともに、過剰な病床のダウンサイジングに必要な施設整備等に対する補助を行う。また、各地域の地域医療構想調整会議に地域医療構想アドバイザーを派遣する。
- ・ がん診療体制整備事業
県民に質の高いがん医療を提供するため、がん診療施設・設備の整備に要する経費に対して補助するとともに、地域の在宅緩和医療を推進するための取組等に対して補助する。これらの取り組みにより、県内のがん診療連携体制の機能分化・連携を推進する。

①-2 病床数又は病床の機能の変更に関する事業（1.7億円）

- ・ 病床機能再編支援事業
医療機関が、地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に必要な病床数の減少を行う場合、減少病床数に応じた給付金を支給する。

② 居宅等における医療の提供に関する事業（1.6億円）

- ・ 地域口腔ケアステーション機能充実事業
地域の歯科保健医療資源が十分に機能し活用されるよう、地域ごとに口腔ケアステーションを設置し、医療・介護関係者等と連携を図り、全ての県民に対する歯科保健医療サービスの提供体制の充実と歯科疾患予防、介護予防等の効果的な取組実施に向けた体制整備を行う。
- ・ 小児在宅医療・福祉連携事業
医療的ケア児の実数および生活実態調査の実施や、小児在宅医療に係る人材の育成、医療的ケアを必要とする重症児に対するレスパイト・短期入所事業の拡充に取り組む事業へ補助する。

③ 介護施設等の整備に関する事業（4.7億円）

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム等に関する整備事業
認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備、介護施設の開設準備経費、既存の特別養護老人ホーム等の多床室のプライバシー保護等のための改修経費や新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援としてゾーニング環境等の整備に係る補助を行う。

④ 医療従事者の確保に関する事業（10.7億円）

・ 地域医療支援センター運営事業

三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに基づき勤務する医師が、県内で安心してキャリアアップできる環境を整備するなど、医療分野における魅力向上を図ることにより、若手医師の県内定着や、医師の地域偏在の解消等を図る。

・ 産科医等確保支援事業

分娩に対する手当支給を行う医療機関に対し、その経費の一部を補助することにより、産科医等の処遇改善に取り組む医療機関を支援し、不足する産科医等の確保を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する事業（6.9億円）

・ 介護未経験者への一体的支援事業

県内の企業や関係機関等の退職を控えた方や、介護の仕事に関心のある介護未経験者を対象にWebを用いた入門的研修を実施する。

・ 外国人介護人材受入支援事業

外国人留学生の就労予定先の介護施設等が実施する奨学金制度に対して補助を行う。

・ 介護現場における勤務環境改善事業

介護職員の身体的負担の軽減や人材確保の観点から、介護事業所における介護ロボットの導入に対する支援や、タブレット端末などICTの活用により業務を効率化するための補助を行う。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（0.1億円）

・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業

医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業のために必要な費用を支援する。

4 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」（中間案）について

1 計画策定の経緯

令和元年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下、「基本法」という。）」が施行され、基本法第11条第1項に基づき、都道府県は「循環器病対策推進計画」を策定することとされました。これを受け、このたび三重県循環器病対策推進協議会及び各部会における協議を経て、別冊2のとおり計画の中間案を取りまとめました。

2 中間案の概要

第1章 計画の趣旨（別冊2 P1）

循環器病は、国民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会全体に大きな影響を与える疾患であることに鑑み、基本法が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行されました。基本法では、国が循環器病対策の推進に係る基本的な計画を策定することとされ、令和2年10月に国は、「循環器病対策推進基本計画（以下、「国基本計画」という。）」を定めました。

基本法第11条第1項に基づき、国基本計画を基本とし、本県における循環器病の予防ならびに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等をふまえ、「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」を策定します。

なお、本計画は、「三重県医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画）」等の関係規定との調和を図るものとします。

また、本計画の計画期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とします。

第2章 本県の現状（別冊2 P2～P7）

- ・ 本県の死亡原因における心疾患の割合は第2位、脳血管疾患の割合は第4位となっています。
- ・ 本県の循環器病の年齢調整死亡率は総じて減少傾向にあり、全国値とおおむね近似しています。男性と女性を比較した場合、男性の死亡率が高くなっています。
- ・ 介護が必要となった主な原因の割合（国全体）は、脳血管疾患が16.1%、心疾患が4.5%であり、両者を合わせた循環器病が最も多くの割合を占めています。
- ・ 男女ともに近年、平均寿命と健康寿命が共に延びている一方で、その差は横ばいとなっています。
- ・ 本県では、4つの二次医療圏をベースとして8つの構想区域を設定しています。「第7次三重県医療計画」の脳卒中対策や心筋梗塞等の心血管疾患対策においては、8つの地域医療構想区域を医療提供体制圏域としています。ただし、急性期医療において圏域内での完結が困難な場合は、圏域を越えたより広域的な範囲での連携が必要です。

第3章 基本方針（別冊2 P8～P9）

「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の整備」及び「循環器病対策を推進するための基盤整備」に係る施策を展開することにより、「平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸」及び「循環器病に係る年齢調整死亡率の減少」をめざします。

○全体目標1 健康寿命の延伸

目標項目		現状値(R1)	目標
健康寿命	男性	78.8歳	平均寿命の伸びを上回る 健康寿命の延伸
	女性	81.5歳	
平均寿命	男性	81.7歳	
	女性	88.0歳	

○全体目標2 循環器病の年齢調整死亡率の減少

目標項目		現状値(R1)	目標
脳血管疾患による 年齢調整死亡率	男性	35.1	29.0以下
	女性	18.4	16.0以下
急性心筋梗塞による 年齢調整死亡率	男性	14.5	15.5以下
	女性	5.2	5.7以下

また、全体目標に加え、「第7次三重県医療計画」の脳卒中対策及び心筋梗塞等の心血管疾患対策とも整合を図るため、医療計画上の数値目標（別冊2 P9）を個別目標と位置付けます。

第4章 各施策における個別課題と取組（別冊2 P10～P42）

(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発（P10～P13）

- ・ 地域や職場等において、県民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境を整備し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいきます。
- ・ 循環器病の発症予防、重症化予防、発症初期の適切な対応等について、正しい知識の普及啓発を行うため、多様な広報媒体を活用した情報発信により県民に広く啓発できる方法を検討します。
- ・ 心房細動は脳梗塞や心不全を引き起こし、生命を脅かす危険性を高める不整脈の一つであることから、心房細動の発症を予防するための生活習慣の改善等の予防啓発に努めます。

(2) 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実 (P14~P40)

①救急搬送体制の整備 (P14~P16)

- ・ 指導救命士の養成講習や救急救命士の特定行為を円滑に行うための講習等を引き続き実施し、救急救命士の資質向上に努めます。
- ・ 搬送を含めた病院前救護の取組は、地域メディカルコントロール協議会の取組によることから、引き続き、地域メディカルコントロール協議会の機能強化に向けた取組を進めます。

②循環器病に係る急性期医療提供体制の構築 (P17~P25)

- ・ 各地域において、発症後早期に疾患に応じた専門的な診療を提供できる体制が確保されるよう、医療機関の連携、機能分化を進めます。
- ・ 医療資源の不足に対して、医療提供体制の確保のためにICUの活用を進めることが有効であることから、CTやMRI画像の遠隔画像診断支援等、ICUの積極的な活用により、医療提供体制の維持を図ります。

③リハビリテーション等の取組の充実 (P26~P30)

- ・ 急性期から回復期及び維持期・生活期までの各病期に対応したリハビリテーション機能が切れ目なく展開されるよう、医療機関や介護施設、関係団体による連携強化を促進していきます。
- ・ 早期からの多職種連携によるリハビリテーションの実施により、廃用症候群や誤嚥性肺炎の予防をはじめ、合併症の予防に努めます。

④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 (P31~P34)

- ・ 医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を図るとともに、これを障がい者や子ども等への支援にも広げ、専門職の関わりにとどまらない、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあう地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。
- ・ 既存の相談支援等の取組を生かしつつ、循環器病患者等が抱えるさまざまなニーズに対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町を支援します。

⑤循環器病に関する適切な情報提供、相談支援 (P35)

- ・ 国、国立循環器病研究センター、関係機関等と協力し、循環器病に関する科学的根拠に基づいた正しい情報提供を行います。
- ・ 循環器病患者やその家族が抱える診療及び生活における疑問や心理社会的・経済的な悩みなどについて、地域において課題解決につながるよう、医療機関、市町、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等関係機関の既存の取組をふまえながら相談支援体制の充実を図ります。

⑥循環器病の緩和ケアの充実（P36～P37）

- ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の認知度向上を図り、本人の意思決定を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを進めることができるよう、県民の意識向上及び市町、専門職の資質向上を図るための研修会等に取り組みます。
- ・ 緩和ケアは、がんや終末期の疾患だけではなく、脳卒中も含めた循環器疾患もその対象疾患となりうることから、緩和ケアや循環器病に関わる医療従事者等が循環器病に対する緩和ケアについての正確な理解や共通の認識を持つための取組を進めます。

⑦循環器病の後遺症を有する者に対する支援（P38）

- ・ 循環器病の後遺症を有する者が、症状や程度に応じて、適切な診断、治療を受けられ、地域において日常生活や社会生活を円滑に営むために、就労支援や経済的支援を含めた必要な支援が受けられるよう関係機関の連携を推進します。
- ・ 脳卒中の後遺症を有する者に多い合併症の一つである誤嚥性肺炎の予防においては、口腔ケアが重要であることから、在宅患者、施設入所者等における医科歯科連携を進めます。

⑧治療と仕事の両立支援・就労支援（P39）

- ・ 循環器病患者の状況に応じた治療と仕事が両立できるよう、引き続き、三重県地域両立支援推進チームの取組など、各関係機関の連携による支援体制の構築を推進していきます。

⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策（P40）

- ・ 成育基本法に基づき、子どもたちの健やかな成育を確保するため、成長過程を通じた切れ目ない支援を受けられるよう、医療、保健、教育及び福祉に係る関係機関が連携し、取組を進めます。

（3）循環器病対策を推進するための基盤整備（P41～P42）

①循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備（P41）

- ・ 県内の一次脳卒中センターにおいてデータ収集を進め、脳卒中医療の質の向上を図っていきます。
- ・ 県内の急性心筋梗塞に対する救急医療を行っている各機関が参加している「三重県CCUネットワーク」では、急性心筋梗塞の急性期診療に関わるデータベースとして「三重ACS（急性冠症候群）レジストリー」を構築し、平成25（2013）年より、緊急カテーテル治療を担う県内ほぼ全ての医療機関の協力のもとに、急性心筋梗塞診療に関するデータの収集、分析を行っており、引き続き死亡率の改善等をめざした取組を進めます。

②循環器病に係る研究成果の活用（P42）

- ・ 国、民間等の研究機関において進められている、循環器病の病態解明、再生医療等の先進的な技術も見据えた新たな治療法や診断技術の開発、リハビリテーション等の予後改善、QOL向上に資する方法の開発、個人の発症リスク評価や予防法の開発などの研究について、国の動向を注視しながら、本県の取組として必要な対応等について検討を行います。

第5章 計画の進捗管理（別冊2 P43～P47）

- ・ 定期的に本計画の進捗状況の把握及び評価を実施するとともに、その状況をふまえ、三重県循環器病対策推進協議会において、循環器病対策推進のために必要な事項について協議していきます。国全体として取り組むべき施策については、必要に応じて国への事業提案・要望を行っていくとともに、その進展状況をふまえながら、本県の循環器病対策に係る検討を進めます。
- ・ 国による「都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針」において、本計画の各々の施策と解決すべき課題との連関を示す際に、ロジックモデルなどのツールの活用を検討することとされています。本計画では、ロジックモデルを参考資料として示しつつ、医療計画と併せて行う本計画の今後の改訂等に合わせ、その活用のあり方について検討を進めます。

3 協議会や部会で出た主な意見

【基本方針について】

- ・ 脳血管疾患に対するリハビリの結果、健康寿命よりも平均寿命の延伸に寄与するケースも想定されることから、健康寿命を延ばすことに固執するのではなく、平均寿命と健康寿命の両方が伸びていけばよいという考え方もあるのではないかと。

【循環器病の予防や正しい知識の普及啓発について】

- ・ 循環器病の発症予防、重症化初期の対応等に対する正しい普及啓発を行うことが重要であるため、啓発チラシを配布するなど広報活動を積極的に進めていくことが効果的である。
- ・ 心房細動は、脳梗塞や心不全を引き起こす循環器病における重要な疾患であるにもかかわらず、その認知度が低いことから、心房細動という疾患の周知に積極的に取り組むことが重要ではないかと。

【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実について】

- ・ 医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」については、循環器病の患者に対する支援体制となり得るものであるが、実態として、その対象は高齢者が中心となっていることから、若年層に関する相談体制や情報発信などが必要である。

- ・ 退院時における多職種での関わりが再発防止や再入院の予防に資することから、入院中における早期での退院支援に努めるとともに、多職種による相談・生活支援の取組が必要である。
- ・ 脳血管疾患の後遺症などが原因となって生じることがある誤嚥性肺炎を予防するためには、患者に対する日常的な口腔ケアが重要であることから、医科歯科連携を進める必要がある。
- ・ 医療従事者にも働き方改革が求められていることから、医療の質を保つためには、専門医やコメディカルのさらなる人材確保・育成が必要である。

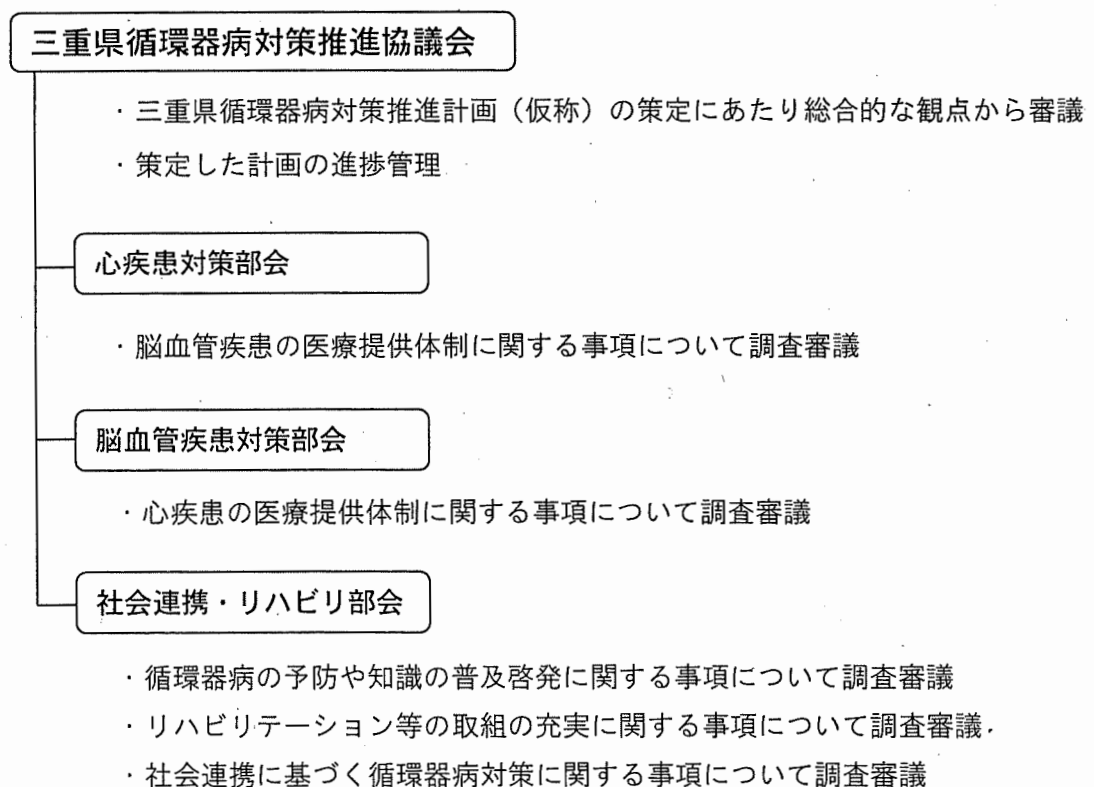
【循環器病対策を推進するための基盤整備について】

- ・ リハビリテーションのみでは、重度の症状を完治させることが困難なため、再生医療に関する研究や治療の推進と情報発信を進める必要があるのではないかと。

4 今後の予定

令和3年	11月上旬	パブリックコメントの実施（令和3年12月上旬まで）
令和4年	1月	各部会（第3回）（最終案）
	3月11日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）</u>
	3月中旬	第3回三重県循環器病対策推進協議会（最終案）

<参考>



【所管事項説明】

5 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の経緯

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が平成28年12月に成立し、附帯決議において、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること等が求められました。

これを受けて、「ギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）」が平成30年7月に成立し、基本法第12条に基づき、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「国基本計画」という。）」が平成31年4月に策定されました。

さらに、基本法第13条では、都道府県は、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされていることから、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」の策定を行います。

2 計画の基本理念と基本方針

<基本理念>

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症の当事者やその家族が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざす。

<基本方針>

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止
- ギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に係る施策との連携

3 計画期間

基本法第13条第3項において、「都道府県は少なくとも3年ごとに県計画に検討を加え、必要があると認めるときには変更するよう努めること」とされていますが、第2期国基本計画の策定が進められていること等をふまえ、県計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(年度)									
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第1期国基本計画			第2期国基本計画			第3期国基本計画			
第1期県計画（※4年間）						第2期県計画			

※第1期のみ4年間。第2期以降は3年間の予定。

4 計画策定の進め方

ギャンブル等依存症への対策を総合的かつ計画的に推進するため設置した「三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会（以下「部会」という。）」において、有識者等の意見を反映しながら策定を進めていきます。

5 今後の予定

令和3年	11月上旬	第2回部会（中間案）
	12月15日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）</u>
	12月中旬～	パブリックコメントの実施（令和4年1月中旬まで）
令和4年	2月上旬	第3回部会（最終案）
	2月中旬	三重県精神保健福祉審議会（最終案）
	3月11日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）</u>

三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）骨子案

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 ギャンブル等依存症の定義

第2章 本県の現状

- 1 ギャンブル等の状況
- 2 ギャンブル等依存症患者の状況
- 3 ギャンブル等依存症に関連して生じる問題の現状
- 4 治療体制の状況
- 5 相談支援体制の状況

第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第4章 取組内容

- 1 予防教育・普及啓発
 - ・ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及
- 2 早期発見・早期介入
 - ・関係機関の連携体制の構築
- 3 相談体制の充実
 - ・当事者、家族等からの相談に応じる支援体制の充実
- 4 治療体制の整備・充実
 - ・治療拠点機関及び専門医療機関の整備・充実
- 5 人材育成
 - ・ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び育成

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

6 「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の策定について

1 計画策定の経緯

「三重県アルコール健康障害対策推進計画」は、「アルコール健康障害対策基本法」第14条に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画であり、本県におけるアルコール健康障害の防止や早期発見、相談・治療機関の整備、充実を図るために、具体的な取組等を定めるものです。

平成28年度に策定し、5年ごとに改定を行うこととしており、現計画は令和3年度末をもって期間を終了することから、今年度は、令和4年度から令和8年度までを期間とする第2期計画を策定します。

(年度)									
H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第1期計画					第2期計画				

2 次期計画の概要

第1期における取組の評価や数値目標の達成状況、国の基本計画（第2期）、現在の三重県のアルコール関連問題を取り巻く状況等をふまえて策定し、次の6つの重点課題について、それぞれめざす姿を設定し、取組を進めます。

<重点課題>

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底、アルコール健康障害の発生を予防
- アルコール健康障害の早期発見・早期介入
- アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実
- アルコール依存症の治療体制の充実
- アルコール関連問題に対応できる人材の育成
- アルコール関連問題に関する調査研究の推進

3 計画策定のポイント

(1) 普及啓発の取組

平成30年度から実施しているアルコール関連問題啓発フォーラムの開催や、令和元年度に作成した啓発用リーフレットの活用等を行います。また、平成31年に設置した依存症治療拠点機関による情報発信を実施し、引き続き県民への啓発活動に取り組みます。

(2) 治療体制の充実

平成31年に依存症治療拠点機関2か所と依存症専門医療機関4か所を設置しました。第2期では、依存症治療拠点機関による医療機関を対象とした研修の実施や依存症治療拠点機関と依存症専門医療機関等との連携会議を実施し、治療体制のさらなる充実を図ります。

また、依存症治療拠点機関において、平成30年度から「受診後の患者支援モ

デル事業」を実施し、治療から自助グループでの回復支援に至るまでの連携体制を構築しました。第2期では、依存症専門医療機関における連携体制の構築を図ります。

(3) 相談に応じる体制の充実

平成31年に県全体の核となる相談拠点機関としてこころの健康センターを位置けるとともに、地域の相談拠点機関として各保健所(9か所)を位置付けました。第2期では、こころの健康センターが中心となり、相談支援従事者の人材養成研修を実施するなど、さらなる相談体制の充実を図ります。

(4) 早期発見・早期介入のための連携体制の構築

アルコール健康障害の早期発見や早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、一般医療機関等と専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築を推進します。また、多機関多職種が連携した研修の開催等を支援します。

4 計画策定の進め方

三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において、有識者等の意見を反映しながら策定を進めていきます。

5 今後の予定

令和3年	11月上旬	第2回部会(中間案)
	12月15日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会(中間案)</u>
	12月中旬～	パブリックコメントの実施(令和4年1月中旬まで)
令和4年	2月上旬	第3回部会(最終案)
	2月中旬	三重県精神保健福祉審議会(最終案)
	3月11日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案)</u>

【所管事項説明】

7 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和2年度版）」について

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、令和2年度における歯科保健施策の実施状況等について取りまとめたものであり、その概要は次のとおりです。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージや取り組むべき課題ごとに42の評価指標を定め、対策を進めています。

42の評価指標のうち、毎年評価できる指標は25あり、そのうち、5指標が目標を達成、15指標が改善、1指標が変化なし、4指標が悪化となっています。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期（別冊3 2頁）

むし歯のない1歳6か月児の割合は、全国平均より良好な状況です。また、むし歯のない3歳児の割合は、全国平均より低い状況ですが改善傾向にあります。

子育て支援センター等において、子どもの年齢に応じた歯科保健指導を市町と連携して実施し、歯と口腔の健康づくりや口腔機能の獲得に関する知識の普及を図りました。

イ 学齢期（別冊3 8頁）

むし歯のない12歳児の割合は、全国平均より低い状況ですが、改善傾向にあります。

令和2年度にフッ化物洗口を実施した小学校は、松阪市の18校です。なお、新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、フッ化物洗口の実施を見合わせた市町もありました。

小学校においてもフッ化物洗口の取組が広がるよう、県教育委員会と連携し、会議においてフッ化物洗口の取組について説明を行うなど、関係者の理解を求めました。

ウ 青・壮年期（別冊3 14頁）

妊婦歯科健康診査は、22市町において実施されています。

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、成人を対象とした歯科健診や歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

エ 高齢期（別冊 3 18 頁）

高齢者等を対象とした歯科保健指導を実施し、歯科の視点からの生活習慣の見直しや口腔機能の維持向上、かかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診を行うことの重要性について啓発を行いました。

介護関係者を対象に、介護が必要な高齢者等の口腔ケアに係る研修を実施し、介護施設等における日常的な口腔ケアに関する知識の普及を図りました。

(2) 障がい児（者）への対策（別冊 3 20 頁）

一般の歯科医療機関では受け入れが困難な障がい児（者）への歯科診療については、県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児（者）の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて年間 90 日間の歯科診療を行っています。

(3) 医科歯科連携による疾病対策（別冊 3 23 頁）

医療関係者を対象に医科歯科連携に係る研修を実施し、多職種が協働する中で、歯科の役割や症例に応じた歯科治療、口腔ケア等に関する知識の普及を図りました。

周術期における適切な口腔ケアや歯科治療に関するリーフレットを作成し、適切な口腔ケア等を行うことが合併症の予防や入院期間の短縮につながることを啓発しました。

(4) 在宅歯科保健医療における対策（別冊 3 27 頁）

在宅療養支援歯科診療所数は 119 機関、在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関は 301 機関です。

地域口腔ケアステーションに配置しているサポートマネージャーを中心に、地域の医療、介護関係者との連携を図りました。

(5) 災害時における歯科保健医療対策（別冊 3 32 頁）

17 市町において、郡市歯科医師会との災害協定が締結されています。

郡市歯科医師会 5 か所において、災害時の対応に関する検討会を開催し、それぞれの地域に応じた連携体制等が構築できるよう検討を行いました。

(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策（別冊 3 35 頁）

無歯科医地区である神島の保育所において、歯科疾患の予防に関する講話や歯みがき指導、歯科の視点からの食育として、噛む、味わう、飲み込むなどの食べ方に関する指導を行いました。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理（別冊3 36頁）

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」において、事業の企画、立案、実施および評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健に係る取組への専門的助言や技術的支援などを行っています。

また、医科歯科連携の推進やフレイル対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等（別冊3 38頁）

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

令和2年度においても、卒業生全員が国家試験に合格し、県内の歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携（別冊3 42頁）

市町、関係機関・団体等と連携しながら、県民の歯科口腔保健の保持増進に関する取組を推進しています。

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」（6月4日～10日）、「いい歯の日」（11月8日）、「8020推進月間」（11月）等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯と口腔の健康の重要性について広く啓発を行いました。

8 三重県公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 公衆浴場の衛生および風紀について

公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項において、各都道府県等が公衆浴場の衛生および風紀に必要な措置の基準を条例で定めることとされており、その目安については、厚生労働省が「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日付け局長通知。以下、「衛生管理要領」という。）において示しています。

2 条例改正の考え方

(1) 混浴制限年齢について

子どもの発育発達状況の変化等をふまえ、令和 2 年 12 月に衛生管理要領が改正され、男女の混浴制限年齢の目安が「おおむね 10 歳」から「おおむね 7 歳」に引き下げられたことから、条例で規定している混浴制限年齢についても同様に引き下げることを検討します。

(2) 衛生管理について

近年のレジオネラ感染症の増加をふまえ、衛生管理の規定について見直しを行います。具体的には浴室や浴槽水の循環設備に関する規定について、新たに追加することを検討します。

なお、改正条例の施行日時点において既に許可を受けて営業を行っている施設については、新たに設ける規定のうち、施設設備に関するものについては適用しないことも併せて検討します。

3 今後の予定

令和 3 年	10 月下旬	パブリックコメントの実施（令和 3 年 11 月下旬まで）
令和 4 年	2 月 17 日	<u>議案提出</u>
	3 月 11 日	<u>医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）</u>

【所管事項説明】

9 各種審議会等の審議状況の報告について
(令和3年6月2日～令和3年10月5日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和3年6月8日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 井熊 信行・他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の令和2年度業務実績について 2 公立大学法人三重県立看護大学の第二期中期目標期間における業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	令和2年度業務実績報告書および第二期中期目標期間における業務実績報告書について質疑応答を行った。これに基づき、各委員が小項目評価およびコメントを作成し、第2回評価委員会において審議を行うこととした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和3年6月17日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人設立等について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県薬事審議会
2 開催年月日	令和3年6月21日
3 委員	会長 田中 亜紀子 副会長 西井 政彦 委員 清水 忠文 他8名
4 諮問事項	1 三重県薬事審議会における審議について 2 地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定について
5 調査審議結果	1 三重県薬事審議会における審議事項等について協議し承認を得た。 2 地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定に係る審議方法等について協議し承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会
2 開催年月日	令和3年6月25日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 中村 康一 他14名
4 諮問事項	新型コロナウイルス感染症の県内第4波における感染者発生傾向と感染防止対策について他
5 調査審議結果	新型コロナウイルス感染症への対応について、対策協議会にて報告および取りまとめを行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会脳血管疾患対策部会
2 開催年月日	令和3年7月1日
3 委員	部会長 富本 秀和 委員 家田 俊明 他11名
4 諮問事項	1 三重県循環器病対策推進協議会と部会の概要等について 2 循環器病の現状について 3 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案について 4 計画の数値目標について
5 調査審議結果	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県国民健康保険審査会
2 開催年月日	令和3年7月1日
3 委員	会長 三浦 敏秀 委員 片岡 紀和 他6名
4 諮問事項	国民健康保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	国民健康保険料に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和3年7月2日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 井熊 信行 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の令和2年度業務実績に係る小項目評価について 2 第二期中期目標期間における業務実績に係る項目別評価等について
5 調査審議結果	令和2年度業務実績に係る小項目評価および第二期中期目標期間における業務実績に係る項目別評価等について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに、評価委員会としての評価を審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会心疾患対策部会
2 開催年月日	令和3年7月6日
3 委員	部会長 新保 秀人 委員 井阪 直樹 他10名
4 諮問事項	1 三重県循環器病対策推進協議会と部会の概要等について 2 循環器病の現状について 3 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案について 4 計画の数値目標について
5 調査審議結果	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会社会連携・リハビリ部会
2 開催年月日	令和3年7月8日
3 委員	部会長 園田 茂 委員 石田 亘宏 他14名
4 諮問事項	1 三重県循環器病対策推進協議会と部会の概要等について 2 循環器病の現状について 3 「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案について 4 計画の数値目標について
5 調査審議結果	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の骨子案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和3年7月9日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 令和2年度の業務実績について 2 第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について 3 第三期中期目標（案）について
5 調査審議結果	令和2年度業務実績報告書および第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書について質疑応答を行った。また、第三期中期目標（案）について、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん登録事業運営部会
2 開催年月日	令和3年7月16日
3 委員	部会長 渡邊 昌俊 委員 石田 亘宏 他7名
4 諮問事項	1 三重県がん登録事業運営部会の部会長および副部会長の選任について 2 全国がん登録都道府県がん情報の提供の申し出に係る審査について
5 調査審議結果	三重県がん登録事業運営部会の部会長および副部会長の選任について書面協議を行い、部会長および副部会長を決定した。 また、全国がん登録都道府県がん情報の提供の申し出に係る審査について書面協議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	令和3年7月21日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 齋藤 洋一 他12名
4 諮問事項	特例病床制度による精神病床の設置について
5 調査審議結果	特例病床制度による精神病床設置に係る申請についての意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和3年8月3日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 井熊 信行 他3名
4 諮問事項	1 令和2年度業務実績に係る小項目評価について 2 令和2年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	あらかじめ評価委員会が作成した令和2年度業務実績に係る評価（案）について審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会病床整備等検討部会
2 開催年月日	令和3年8月4日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委員 二井 栄 他3名
4 諮問事項	病院の特定の病床等に係る特例による病床の設置について
5 調査審議結果	伊勢赤十字病院が合併症を伴う精神疾患に係る病床9床を設置することについて了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和3年8月6日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 第三期中期目標（案）について 2 令和2年度業務実績に係る小項目評価について 3 令和2年度業務実績に係る全体評価について 4 第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価について
5 調査審議結果	第三期中期目標（案）について最終審議を行った。また、あらかじめ県が作成した令和2年度業務実績に係る評価（案）および第二期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価（案）について、審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会
2 開催年月日	令和3年8月11日
3 委員	議長 馬岡 晋 委員 新保 秀人 他13名
4 諮問事項	新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う療養体制の整備について他
5 調査審議結果	新型コロナウイルス感染症への対応について、対策協議会にて報告および取りまとめを行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和3年8月17日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 井熊 信行 他3名
4 諮問事項	第二期中期目標期間における業務実績に関する評価について
5 調査審議結果	あらかじめ評価委員会が作成した第二期中期目標期間における業務実績に関する評価（案）について、審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和3年8月19日
3 委員	副会長 竹田 寛 委員 伊藤 正明 他25名
4 諮問事項	第1回および第2回三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果並びに国への意見について
5 調査審議結果	医師専門研修プログラムの審議結果および国への意見提出について、書面により協議を行い、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会脳血管疾患対策部会
2 開催年月日	令和3年8月26日
3 委員	部会長 富本 秀和 委員 家田 俊明 他11名
4 諮問事項	三重県循環器病対策推進計画（仮称）の中間案について
5 調査審議結果	三重県循環器病対策推進計画（仮称）の中間案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和3年8月26日
3 委員	部会長 福森 哲也 委員 伊藤 学 他11名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状、「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）」について 2 令和3年度歯科保健推進事業について 3 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について
5 調査審議結果	1 「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（案）（令和2年度版）」について説明し、意見交換を行った。 2 令和3年度歯科保健推進事業について説明し、意見交換を行った。 3 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について説明し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	令和3年8月30日
3 委員	会 長 伊藤 正明 委 員 竹田 寛 他13名
4 諮問事項	1 令和3年度第1回三重県がん登録事業運営部会の報告について 2 三重県がん診療連携病院のあり方について 3 三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）の進捗について
5 調査審議結果	令和3年度第1回三重県がん登録事業運営部会について報告を行った。 また、三重県がん診療連携病院のあり方について協議を行い、事務局案について承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会
2 開催年月日	令和3年8月30日
3 委員	会 長 村田 昌彦 委 員 齋藤 純一 他11名
4 諮問事項	「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」骨子案について
5 調査審議結果	「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」骨子案について、説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会心疾患対策部会
2 開催年月日	令和3年8月31日
3 委員	部会長 新保 秀人 委員 井阪 直樹 他10名
4 諮問事項	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の中間案について
5 調査審議結果	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の中間案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県循環器病対策推進協議会社会連携・リハビリ部会
2 開催年月日	令和3年9月2日
3 委員	部会長 園田 茂 委員 石田 亘宏 他14名
4 諮問事項	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の中間案について
5 調査審議結果	「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の中間案の内容について協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会
2 開催年月日	令和3年9月3日
3 委員	会 長 猪野 亜朗 委 員 岩佐 元雄 他11名
4 諮問事項	「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の骨子案について
5 調査審議結果	「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の骨子案について、説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	令和3年9月10日
3 委員	会 長 堀 浩樹 副会長 菱沼 典子 委 員 小西 博 他12名
4 諮問事項	1 令和3年度看護職員確保対策事業について 2 感染管理認定看護師教育課程について 3 新型コロナウイルス感染症流行下における新卒看護職員のフォローアップについて
5 調査審議結果	令和3年度看護職員確保対策事業、感染管理認定看護師教育課程、新卒看護職員のフォローアップについて、書面により説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和3年10月1日
3 委員	会 長 伊藤 正明 副会長 竹田 寛 委 員 伊佐地 秀司 他24名
4 諮問事項	1 地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について 2 公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について
5 調査審議結果	地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について、説明を行い、承認を得た。 また、公衆衛生医師に確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について、説明し、協議を行った。
6 備考	